小豆島町週休２日工事実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、建設現場における現場閉所による週休２日の確保に向け実施する小豆島町週休２日工事（以下「週休２日工事」という。）の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　対象工事は、小豆島町において発注する次に掲げる工事とする。

(1) 発注者指定型

発注者が指定した工事

(2) 受注者希望型

受注者から週休２日工事に取り組むかどうかの意思表示を求める工事

（対象期間）

第３条　対象期間は、工事着手日から竣工日までの期間とする。（年末年始休暇６日間及び夏季休暇３日間を除く。）なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。

（休工日の確保）

第４条　週休２日工事の受注者（以下「受注者」という。）は、対象期間において、全ての月で４週のうち８日以上を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等で発注者がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（休工の定義）

第５条　前条の休工は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（入札公告等における記載）

第６条　発注者は、発注者指定型の工事の場合及び協議により受注者希望型の工事とすることが可能な工事の場合は、入札公告等に週休２日工事であることを明示するとともに特記仕様書に記載するものとする。

（工事着手前の確認手続き）

第７条　受注者は、工事着手日までに、次に掲げる内容を実施しなければならない。

(1) 発注者指定型

受注者は、週休２日を考慮した休工日が確認できるように工程表を作成するとともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

(2) 受注者希望型

受注者は、週休２日工事への取組を希望する場合、工事着手日までに受注者希望型の週休２日工事を実施する旨を工事打合せ簿に記載して、週休２日を考慮した休工日が確認できる工程表とともに工事監督員に提出しなければならない。

２　工事監督員は、前項第２号の工事打合せ簿の提出を受けた場合、受注者と協議し、週休２日工事の実施の適否について受注者に工事打合せ簿で通知するものとする。

（工事中標示板）

第８条　受注者は、工事中標示板に週休２日工事である旨を記載するものとする。

（休工日に現場作業を行う場合の措置）

第９条　受注者は、休工日に現場作業を行う場合は、事前に工事監督員に報告しなければならない。

（工事完成時の実施状況の報告）

第１０条　受注者は、工事完成時に休工日の確保の状況を確認できる資料を工事監督員に提出しなければならない。

（工事監督員の休日確保の取組み）

第１１条　発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

（経費の負担）

第１２条　経費の算出は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 発注者指定型

発注者は、当初設計で月単位の週休２日の補正を行い、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）を確認し、４週８休に満たない月がひと月でもある場合は、減額の経費補正を行う。また、対象期間全体を通して現場閉所率が４週８休に満たない場合においても、減額の経費補正を行う。

(2) 受注者希望型

発注者は、当初予定価格において４週８休の補正を行わず、受注者が週休２日工事を実施した場合は、現場閉所の達成状況に応じて増額の経費補正を行う。

２　発注者は、前項の規定に基づき経費補正をしたときは、遅滞なく受注者と変更契約を行うもとのとする。

（調査の実施）

第１３条　発注者がアンケート調査を行う場合、受注者はそれに協力すること。